

利 用 者 の た め に

本結果は、青果物の主要品目について、全国及び中央卸売市場ごとの卸売数量、卸売価額を各市場別に取りまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けて開設している市場をいう。以下同じ。）に所在する全ての青果物卸売会社 68 社

5 抽出方法

農林水産省の保有する青果物卸売市場及び青果物卸売会社に係る名簿情報を基に、全国の中央卸売市場におけるすべての青果物卸売会社を調査対象とする。

6 調査の時期

この調査における調査期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 1 年間である。

7 調査事項

（1）調査品目

ア 野菜

全国の中央卸売市場における主要 50 品目

だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、たけのこ、れんこん、はくさい、みずな、こまつな、その他の菜類、ちんげんさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ふき、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、パセリ、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとうがらし、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、そらまめ、えだまめ、かんしょ、ばれいしょ、さといも、やまのいも、たまねぎ、にんにく、しょうが、生じいたけ、なめこ、えのきだけ、しめじ、その他の野菜

イ 果実

全国の中央卸売市場における主要 44 品目・品種（うち輸入果実 9 品目）

（ア）国産果実

みかん、ネーブルオレンジ、甘なつみかん、いよかん、はっさく、その他の雑かん、りんご（つがる、ジョナゴールド、王林、ふじ、その他のりんご）、日本なし（幸水、豊水、二十世紀、新高、その他のなし）、西洋なし、かき（甘がき、渋がき（脱渋を含む。））、びわ、

もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう（デラウェア、巨峰、その他のぶどう）、くり、いちご、メロン（温室メロン、アンデスマロン、その他のメロン（まくわうりを含む。））、すいか、キウイフルーツ、その他の国産果実

(イ) 輸入果実

バナナ、パインアップル、レモン、グレープフルーツ、オレンジ、おうとう、キウイフルーツ、メロン、その他の輸入果実

(2) 調査項目

品目（品種）別、産地都道府県・輸入別の卸売数量と卸売価額

8 調査方法及び有効回答率

(1) 調査方法

民間事業者が調査対象に対して、オンライン（当該民間事業者が提供する収集システム又は電子メール）により調査票を配布・回収する自計調査の方法

(2) 有効回答率

有効回答率は100%であった。

9 集計・推計方法

(1) 中央卸売市場ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

卸売市場ごとに調査対象卸売会社の積上げにより算出している。

(2) 総数（青果物卸売市場の全国計）の卸売数量及び卸売価額

全国の値については、令和6年の青果物卸売市場調査結果及び農林水産省が保有する全国の地方卸売市場における令和5年度の青果物卸売会社の野菜総量、果実総量及び卸売金額に関する情報（以下「行政情報」という。）を基に次の式により推定した。

$$Y_i = T_i + \frac{G}{T}$$

Y_i ：令和6年の野菜（又は果実）の品目 i に係る全国の年間卸売数量（又は卸売価額）の推定値

T_i ：令和6年の年間取扱量等調査の野菜（又は果実）の品目 i に係る年間卸売数量（又は卸売価額）

T ：令和6年調査で調査を実施した卸売会社の令和5年度の期間に合わせて集計した年間取扱量等調査の野菜（又は果実）の品目計の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

G ：令和5年度の行政情報の野菜（又は果実）の総量の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

野菜又は果実の年間卸売数量及び年間卸売価額の総量は、品目別年間卸売数量及び年間卸売価額の積上げとした。

年間卸売価格は、年間卸売価額を年間卸売数量で除して算出した。

10 実績精度

本調査は、全国の中央卸売市場における全ての青果物卸売会社を対象とした調査結果により全国値を算出しているため、実績精度は算出していない。

11 用語の解説

(1) 卸売市場

ア 卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき農林水産大臣の認定を受けて開設している市場であり、令和6年12月末日現在開設されている中央卸売市場は、次の50市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、いわき市、宇都宮市、東京都（豊洲・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩ニュータウン）、横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、宮崎市、鹿児島市及び沖縄県

ウ 地方卸売市場とは、卸売市場法第13条第1項の規定に基づく都道府県知事の認定を受けた卸売市場をいう。

(2) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買付けて、青果物の卸売業務を行う会社をいう。

(3) 卸売数量

卸売数量とは、卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量であり、その荷の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

(4) 卸売価額

卸売価額とは、卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(5) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。
ただし、四捨五入の関係上、表中の数値を用いて算出した価格と異なる場合がある。

12 利用上の注意

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 公表資料にある卸売価額、卸売価格といった金額に関する事項は、消費税を含んでいる。

(3) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年青果物卸売市場調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本調査の累年データについては、分野別分類「農畜産物卸売市場」、品目別分類「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」の「青果物卸売市場調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/seika_oroshi/#r

(6) 令和4年より本調査における調査対象を中央卸売市場のみに見直した。

13 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電 話：（代表）03-3502-8111 内線3713

（直通）03-6744-2047

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>